

A. 学 則

徳島歯科学院専門学校

第 1 章 総 則

第 1 条 徳島歯科学院専門学校は、学校教育法及び歯科衛生士法並びに歯科技工士法に基づき、医療専門課程を設置して、歯科衛生士及び歯科技工士になろうとするものに必要な専門教育を施すと共に、その教養を高め、歯科医療の向上発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 本学院は徳島歯科学院専門学校（以下学院という）と称する。

第 3 条 本学院は徳島市北田宮 1 丁目 8 番 6 5 号に設置する。

第 4 条 本学院は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 修業年限・定員・学科課程及び授業時間数

第 5 条 本学院の課程、学科及び修業年限は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	期 間	備 考
医 療 専 門 課 程	歯 科 衛 生 士 科	3 年	昼 間
	歯 科 技 工 士 科	2 年	昼 間

第 6 条 本学院の学生数は次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	総 定 員
歯 科 衛 生 士 科	3 0 名	9 0 名
歯 科 技 工 士 科	1 5 名	3 0 名

1 学年 1 学級

第 7 条 本学院の始業及び終業の時刻は次のとおりとし、学科課程及び単位並びに授業時間数は別表のとおりとする。

歯科衛生士科 午前 9 時～午後 4 時 3 0 分まで
歯科技工士科 午前 9 時～午後 4 時 3 0 分まで

第 3 章 学年・学期及び休日

第 8 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 9 条 学年は次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
後期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

第 10 条 休日は次のとおりとする。

1. 土曜日・日曜日
2. 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に限定する休日
3. 季節休暇（年間を通じて 13 週間の範囲内で学院長が定める）
4. 臨時休日については、そのつど学院長が定める。但し前各号は学院長が必要と認めた時は、これを変更することができる。

第 4 章 入学・休学及び退学

第 11 条 入学時期は学年の初めとする。

- 第 12 条 入学させる者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 第 13 条 入学の許可は、入学願書を提出した者に対して試験を行い、その合格者に与えるものとする。
- 第 14 条 入学志願者は次の書類を取り揃え、別に定める入学検定料を添えて、所定の期日までに学院長に提出しなければならない。
1. 所定の用紙による入学願書
 2. 履歴書
 3. 最終学校の卒業証明書、又は卒業見込証明書
 4. 最終学校長の内申書
 5. 写真（最近 3 ヶ月以内に撮影した正面脱帽の上半身名刺型のもの）
- 第 15 条 入学志願者には、学科試験・人物考査、及び実技試験を行う。
- 第 16 条 入学を許可されたもの（以下学生という）は、身元の確実な者 2 名（その内 1 名は県内居住者であることを要する）を保証人とし、保証人が連署する誓約書（別記様式）と、戸籍抄本を指定日までに学院長に提出しなければならない。
- 第 17 条 前条の手続きを怠り、又は入学期日に許可なく出席しない者は、入学を取り消すことがある。
- 第 18 条 本人（学生）、及び保証人の住所の変更等があったときは、直ちに届けなければならない。
- 第 19 条 学生は、病気、その他の理由により欠席しようとするときは、すみやかなその旨を学院長に届け出なければならない。但し、病気による欠席日数が 7 日以上であるときは、医師の診断書を添付しなければならない。
- 第 20 条 疾病、その他やむ得ない理由で長期にわたり出席することができない者は、その理由を保証人連署の上、届け出て休学の許可を得ることができる。
疾病を理由とするものについては、医師の診断書を添付しなければならない。
2. 休学期間は原則として 1 年とする。但し、特別の事由があるときは、願いにより更に 1 年以内の休学を許可することがあり、期間満了までに復学しない者は本学院学生としての身分を失うものとする。
 3. 休学期間中でも授業料は納めなければならない。
- 第 21 条 復学を願い出たときは原学年に編入する。但し、休学の事由が病気や傷病であった場合には、医師の診断書を添えなければならない。
- 第 22 条 病気、その他自己の都合により退学しようとする者は理由書を添え、保証人連署で学院長に届け出なければならない。
- 第 23 条 他の歯科衛生士学校及び歯科技工士学校、又は同養成所の学生が、所属責任者の承諾書を添えて本学院へ転入学を希望した時は、選考の上に転入を許可することができる。
- 第 24 条 学院長は次の各号の 1 に該当するものには、退学を命ずることができる。
1. 性行不良で改心の見込みがないと認められたとき。
 2. 正当な理由がなく、出席が常でないとき。
 3. その他歯科衛生士、歯科技工士としての適正が認められないとき。
- 第 25 条 第 22 条により、一旦退学した者が再入学を志願した時は、選考の上これを許可することができる。

第 5 章 賞 罰（表彰及び懲戒）

第 26 条 学院長は学業・操行共に優秀及び他の模範生となる学生は、これを褒賞することがある。

第 27 条 学院長は、学業を怠り、又は学生としての本分に反する非行がある者を戒告、又は停学により懲戒することがある。

第 6 章 試験・進級及び卒業

第 28 条 学生の成績考査は、学期試験・卒業試験とする。学期試験は学期期間中に修得した学科について行う。卒業試験は最終学年までに修得した学科について行う。

第 29 条 試験の成績は各学科目ごとに 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。

第 30 条 試験の成績が合格点に満たない学科目については、学院長は再試験を行うことができる。

第 31 条 病気、その他やむ得ない理由により受験できなかった学生については、学院長は追試験を行う。

第 32 条 欠席日数が当該学年の出席日数の 5 分の 1 を越える者は進級又は卒業ができない。
2. 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の 5 分の 1 以内であっても、各学科及び実習に係る単位数及び出席時間数が歯科衛生士学校養成所指定規則及び歯科技工士学校養成所指定規則に定める単位数及び時間数に満たない者については、必要な補習授業を受けなければ、進級又は卒業試験を受けることができない。

第 33 条 学院長は第 6 条の課程を終了し、所定の学科目の試験に合格した者には、進級又は卒業証書を授与する。
2. 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士と称することができる。

第 7 章 教職員の組織

第 34 条 教職員の組織については徳島歯科学院専門学校教務室組織規程による。

第 8 章 運営会議

第 35 条 運営会議については徳島歯科学院専門学校規則による。

第 9 章 健康診断・保健衛生措置

第 36 条 学生の健康状態を把握するため、健康診断を毎年 1 回実施し、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずる。

第 10 章 学費、及び諸経費

第 37 条 本学院に入学する者は、第 13 条の手続きとともに、入学検定料 10,000 円を納入しなければならない。

第 38 条 入学を許可された者は、下記の入学金を指定された日までに納入しなければならない。

- | | | |
|-----------|-------|-----------|
| 1. 歯科衛生士科 | 入 学 金 | 200,000 円 |
| 2. 歯科技工士科 | 入 学 金 | 550,000 円 |
2. 前項の義務を怠ったものは、入学許可を取り消されることがある。

第 39 条 授業料、及び実習費は、下記の金額を毎学年授業開始後 10 日以内に納入しなければならない。但し、前学期・後学期に分割納入する。

授 業 料

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 歯科衛生士科 | 500,000 円 |
| 2. 歯科技工士科 | 540,000 円 |

実 習 費

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. 歯科衛生士科 | 200,000 円 |
| 2. 歯科技工士科 | 220,000 円 |
2. あらかじめ許可を受けたものは、年額を 4 回を超えない範囲で分割納入することができる。前記の許可を受けた学生も所定の期日内に完納しないときは、学期の受験資格を失う。

第 40 条 理事長は、特別な事情があると認めた場合には、理事会の承認を得て入学金・授業料・実習費を減免することができる。

第 41 条 すでに納入した入学検定料、入学金は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

第 42 条 教科書・参考書・実習器材費は学生の負担とする。

第 8 章 補 則

第 43 条 この学則に定めるもののほか、学院の運営に関し必要な事項は、学院長が決める。

附 則

1. この規則は昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規則は昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。
昭和 49 年度入学生（技工士科）については、学科課程は旧学科課程を適用する。
3. この規則は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
4. この規則は昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。
5. この規則は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。
6. この規則は昭和 54 年 10 月 1 日より施行する。
7. この規則は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。
8. この規則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
9. この規則は昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
10. この規則は昭和 61 年 4 月 1 日より施行する。但し歯科衛生士科については、昭和 62 年 3 月 31 日までの 1 年間に限り、1 年制を併用する。
11. この規則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
12. この規則は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
13. この規則は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。但し平成 6 年度入学生（技工士科）については、学科課程は旧学科課程を適用する。
14. この規則は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
15. この規則は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
16. この規則は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。但し平成 17 年度入学生（衛生士科）については、学科課程は旧学科課程を適用する。
17. この規則は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
18. この規則は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
19. この規則は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
20. この規則は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。ただし、平成 29 年度入学生（歯科衛生士科）並びに平成 30 年度入学生（歯科衛生士科及び歯科技工士科）については、学科課程は旧学科課程を適用する。
21. この規則は令和 2 年 11 月 29 日より施行する。
22. この規則は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。ただし令和 5 年度入学生（歯科衛生士科及び歯科技工士科）から適用する。
23. この規則は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

24. この規則は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。
25. この規則は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 33 条第 2 項について、令和 8 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の例による。

B. 細 則

徳島歯科学院専門学校 細則

(趣 旨) 第 1 条

学則第 42 条に基づき本細則を定める。

(出欠席数) 第 2 条

授業時間数は 1 日 8 時間とし、遅刻・早退は次の通りとする。

2. 遅刻は 3 回をもって 2 時間の欠席とする。
3. 早退はその早退する時間以後を欠席時間とする。
4. 遅刻・早退等合算して 8 時間になれば欠席とする。

(単位の算定基準) 第 3 条

1 単位の授業時間数は次の通りとする。

- (1) 講義及び演習は 15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。
- (2) 実習は 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。
- (3) 臨地臨床実習は 45 時間をもって 1 単位とする。
2. 歯科技工士科にあつては、1 単位の授業時間数は次の通りとする。
 - (1) 講義及び演習は 15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。
 - (2) 実習は 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

(単位の認定) 第 4 条

各科目の履修認定は年 1 回を原則とする。

2. 各科目の単位認定は、その学習成果がその教科の目標からみて満足できると認められる場合に、学院長が認定をする。

第 5 条

歯科衛生士科にあつては、各科目の出席時間数が基準時間数に満たない者は、正当な理由があると認められた場合、願い出により補講を受け、時間数を補充することができる。但し、各科目の出席時間数が規則に定める時間数の 3 分の 2 に満たない者、臨地・臨床実習については、規則に定める時間数が 5 分の 4 に満たない者は、補講を受けることができない。

2. 歯科技工士科にあつては、各科目の出席時間数が基準時間数に満たない者は、正当な理由があると認められた場合、願い出により補講を受け、時間数を補充することができる。但し、各科目の出席時間数が規則に定める時間数の 3 分の 2 に満たない者は、補講を受けることができない。

(再履修) 第 6 条

歯科衛生士科にあつては、再履修は次の通りとする。

- (1) 第 1 学年の後期末までにおいて、3 科目以上不認定となった者は留年とし、次年度において当該学年の単位不認定科目について再履修しなければならない。1 或いは 2 科目不認定となった者は次年度において当該科目を再履修しなければならない。
- (2) 第 2 学年の後期末までに不認定となった科目については、次年度において再履修しなければならない。
- (3) 第 3 学年の後期末までに不認定となった者については留年とし、次年度において再履修しなければならない。
2. 歯科技工士科にあつては、再履修は次の通りとする。
 - (1) 第 1 学年の後期末までにおいて、3 科目以上不認定となった者は留年とし、次年度において当該学年の単位不認定科目について再履修しなければならない。1 或いは 2 科目不認定となった者は次年度において当該科目を再履修しなければならない。
 - (2) 第 2 学年の後期末までに不認定となった者については留年とし、次年度において再履修しなければならない。

(学科試験) 第 7 条

各学科目の試験は次の通りとする。

- (1) 定期試験
- (2) 卒業試験

- (3) その他必要時
2. 定期試験は、原則として前期末と後期末の年2回実施する。卒業試験については歯科技工士科は第2学年の1月に、歯科衛生士科は第3学年の12月に実施する。
定期試験及び卒業試験は、やむを得ない事情のない限り受験しなければならない。
 3. 学科試験の成績は原則として、1科目について100点満点とし、60点をもって当該科目の合格点とする。
 4. 学院長は原則として、試験の成績が合格点に達しない学生に対し、再試験を行うことができる。再試験の合格点は100点満点の60点以上とし、学籍簿の記入は素点とし合格者には、その旨を記入する。
 5. 再試験・追試験を受けようとする者は、再・追試験料を納付するものとする。但し、再・追試験料は1科目につき5,000円とする。
 6. 疾病、その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった学生に対しては、追試験を行うことができる。

(受験心得)

第8条

次に挙げる者は受験資格はない。

- (1) 授業料・実習費滞納者及び追・再試験料未納者
- (2) 出席日数不足、又は各科目に係わる出席時間数が指定規則に定める時間数に満たない者
- (3) 試験開始20分以上の遅刻者

第9条

試験中、不正行為のあった場合は、当該試験期間中における受験科目の点数は0点とし、以後の同期の試験は受けることができない。

(実習成績)

第10条

実習時間数の5分の1以上欠席した者は、その科目の課題は提出できない。

2. レポート及び提出物を期日までに提出しなかった場合は、その科目は不合格とする。
3. 実習成績判定はS・A・B・C・Xの段階で、C以上を合格、Xについては再製・修正として再度提出する。
4. 実技試験の場合に於いては100点満点とし、60点以上を合格とし、それ以下については再試験を行なうことができる。但し、再試験料は1科目につき5,000円とする。

(成績評価)

第11条

成績評価の基準は、各授業科目の目標の到達度による。

第12条

成績の評定は、学期を単位とし100点法で表示する。100点法を5段階評価に換算すると基準は次表によるものとする。

評 価	100点法による評定
秀 (S)	90点以上
優 (A)	80点以上 90点未満
良 (B)	70点以上 80点未満
可 (C)	60点以上 70点未満
不可 (X)	60点未満

※「不可」は不認定

(公 欠)

第13条

出水・積雪等交通上の障害による欠席及び伝染病などによる出席停止は公欠とする。また、就職試験等の場合は、学院長が必要と認める期間は公欠とする。

第14条

公欠は、欠席日数、欠課時間数に算入しない。

附 則

この細則は昭和57年4月1日より施行する。

改 正

この細則は平成18年4月1日より施行する。

改 正

この細則は平成21年4月1日より施行する。

改 正

この細則は平成31年4月1日より施行する。

ただし、平成29年度入学生（歯科衛生士科）並びに平成30年度入学生（歯科衛生士科及び歯科技工士科）については、なお従前の例による。